

第三十八回国会 衆議院 議院運営委員会 議事録 第四十一号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午後零時五十分開議

出席委員

委員 長 小平 久雄君

理事 福永 健司君 理事 佐々木秀世君

理事 鈴木 正吾君 理事 塚原 俊郎君

理事 天野 公義君 理事 柳田 秀一君

理事 山下 正一君 理事 前田榮之助君

宇野 宗佑君 大野 市郎君

木村 公平君 権熊 三郎君

田中 榮一君 田邊 國男君

服部 安司君 細田 吉藏君

三和 精一君 毛利 松平君

安宅 常彦君 有馬 輝武君

兒玉 末男君 阪上安太郎君

井堀 繁雄君 佐々木良作君

委員外の出席者

議長 清瀬 一郎君

副議長 久保田鶴松君

議員 谷口善太郎君

事務総長 山崎 高君

五月二十五日

委員 木村公平君、小泉純也君、佐藤

虎次郎君及び三和精一君 辞任につ

き、その補欠として大野市郎君、宇

野宗佑君、田中榮一君及び内田常雄

君が議長の名で委員に選任され

た。

同月三十日

委員 飯塚定輔君、内田常雄君、金丸

信君及び佐々木良作君 辞任につ

き、その補欠として木村公平君、権熊三

郎君、三和精一君及び井堀繁雄君が

議長の名で委員に選任された。

同日

委員 木村公平君、権熊三郎君、三和

精一君及び井堀繁雄君 辞任につ

き、その補欠として飯塚定輔君、内田常

雄君、金丸信君及び佐々木良作君が

議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

特別委員会設置の件

本日の本会議の議事等に関する件

○小平委員長 次により会議を開きま

す。御報告いたすことがございま

す。昨二十九日、佐々木秀世君から、お

手元に配付の印刷物にあります通り

の、特別委員会設置に関する動議が当

委員会に提出されました。

特別委員会設置に関する動議

提出者 佐々木秀世

結社の自由及び団結権の保護に関

する条約(第八十七号)の締結につ

て承認を求めめるの件及びこれに関連

する諸案件を審査するため委員三十

人よりなる「国際労働条約第八十七

号等特別委員会」を設置することと

し、これにます前記の条約とともに

公共企業体等労働関係法の一部を改

正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改

正する法律案

の両法律案を付託し、他の諸案件の

付託については追つて議院運営委員

会において協議することとされた

い。

○小平委員長 本件につきましては、

本会議散会後に御協議を願うことと

いたします。

○小平委員長 次は、緊急上程予定議

案についてであります。委員会の審

査を終了した議案について、事務総長

から説明を願います。

○山崎事務総長 地方行政委員会か

ら、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を

改正する法律案、大蔵委員会から、国

家公務員共済組合法等の一部を改正す

る法律案、農林水産委員会から、魚佃

安定基金法案、漁業生産調整組合法

案、商工委員会から、割賦販売法案が

いずれも上がつて参つております。

○小平委員長 それでは、ただいま事

務総長から説明がありました各案は、

本日の本会議に緊急上程するに御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、さう決定いたしました。

○小平委員長 次に、ただいま緊急上

程するに決しました地方行政委員会の

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正

する法律案に對しまして、日本社会党

の山口鶴男君から反對討論の通告があ

り、また、自由民主党の小澤太郎君か

ら賛成討論の通告があります。

討論時間はおのおの十五分程度とす

るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、さう決定いたしました。

○小平委員長 次に、本日の本会議の

議事の順序について、事務総長から説

明を願います。

○山崎事務総長 まず、日程第一でこ

ざいですが、外務委員長の堀内さんが

御報告になります。共産党が反對で

ございます。次に、先ほど御決定願いま

した緊急上程をお願いいたしました、

地方行政委員会の法案につきまして

は、委員長の濱田さんが御報告になり

ます。山口さんの反對討論、小澤さん

の賛成討論がございまして、採決であ

りますが、社会党、民社党、共産党が

反對でございます。次に、大蔵委員

の法案につきましては、足立委員長が

御報告になります。この法案は全会

一致でございます。次に、農林水産委

員会之二法案であります。理事の丹

羽兵助さんが御報告になります。社会

党と共産党が反對でございまして。次

に、商工委員会の割賦販売法案でござ

以上でございます。

○小平委員長 それでは、本会議は、

一時二十分予鈴、一時三十分から開会

することといたします。

○小平委員長 次に、次回の本会議の

件についてであります。次回の本会

議は、六月一日木曜日定刻より開会す

ることといたします。従いまして、次

回の委員会は、同日午前十一時から理

事会を開き、理事会散会後に委員会を

開会することといたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時五十一分開議

○小平委員長 休憩前に引き続き會議

を開きます。

特別委員会設置の件についてであり

ますが、先ほど御報告申し上げました

通り、佐々木秀世君から動議が提出さ

れておりますので、この際、この動議

について提出者の趣旨弁明を求めま

す。佐々木秀世君。

○佐々木(秀)委員 ILO八十七号条

約の問題につきまして、三月二十五日

以来、本条約とともに外五件の案件に

ついて当委員会においていろいろと審

議をして参つたのであります。すで

に六十日余にもなりますので、わが党

といたしまして何とかこの結論を出

したいと考えておりましたが、諸般の

情勢によりまして、社会党その他の政

党との話し合いがなかなかできませんので、わが党といたしまして、条約外五件を一括特別委員会に付託したいという考え方を持ってきたのであります。ところが、どこまでも話し合いという原則に従って参りたいと思っておりますので、わが党といたしましてこの際ある程度譲歩いたしました。昨日の十一時三十分、私の名前をもちまして、特別委員会設置に関する動議を提出した次第でございます。一応読み上げますので、お聞き取りを願って、御質問等にお答えしたいと思います。

特別委員会設置に関する動議 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めの件及びこれに関連する諸案件を審査するため委員三十人よりなる「国際労働条約第八十七号等特別委員会」を設置することとし、これにまず前記の条約とともに公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案 両法律案を付託し、他の諸案件の付託については追つて議院運営委員会において協議することとされた。

以上の動議を提出した次第でございます。何とぞ、各派におかれましても御協力の上、これに御賛成あらんことをお願いする次第でございます。 ○小平委員長 それでは、この件につきまして御協議を願いたいと思

○有馬(輝)委員 私、提案者である佐々木さんに最初に一言お尋ねしたいと思ひますが、終戦後ILO加盟の問

題について、労働者代表は別ですが、使用者代表、政府代表が、再加盟のときに非常に各国の反響を食つたのですけれども、そういつた点について、日本が再加盟する際に、どういつた誓約をされたのか、その点少しお伺いしておきたいと思ひます。

○佐々木(秀)委員 具体的な法律の審議と違ひまして、私の提出いたしましたのは、国会審議のやり方を御説明申し上げたいと思つて提案したのであります。内容とか、あるいはILOの条約の性格とかいうことになりまして、やはり当該委員会の問題になるのじやなからうかと考えるのであります。

○有馬(輝)委員 私がお尋ねしましたのは、内容についてはなくて、特別委員会を設置されるからには、やはり日本政府、また与党の方々のILOに対する認識といふことが、そういつた根本的な問題についてお伺いしたいために、再加盟当時の雰囲気について若干お伺いしたい、こつういふ気持ちからなんです。内容じゃございません。

○佐々木(秀)委員 ただいまILOに對しての、おそらくわが党、政府の考え方といふことだろうと思つてあります。すが、わが党は、政党内閣として、池田内閣の前の岸内閣におきまして、御承知の通り、ILOの効力を発生したのは、これは資料で申し上げますが、起原的には、一九五〇年にこの効力を発生した、そして日本も加盟いたしました。この八十七号条約の問題につきましては、政府としてはすでにILO八十七号は批准するといふ態度をきめていたのであります。具体的な方策につきましては、御承知の通り、労働問題懇談会の答申を得まして、昭

和三十四年ですか、二月二十日の閣議におきまして決定したところによりまして、八十七号条約は批准する、しかしながら、同時に国内法の整備を行なうといふことは、いわゆる石井報告並びに前田小委員長の報告によりまして、前内閣が決定をしたのでございまして、われわれもいたしまして、ILO八十七号条約は、当然国内法の整備といふものが伴つて批准する態度をきめたものである、こつういふふうに考えておるわけでありまして。

○有馬(輝)委員 その点に関して、歴代の保守党内閣が、ILO問題について、いわゆる批准の前に、憲法の二十一条と二十八条で十分保障されておるのだからといふような言い回しをされたのですけれども、今佐々木さんの御説明のあつたこととの関連について、私たちには納得がいかないわけなんです。

○佐々木(秀)委員 憲法の問題が出たのですが、憲法第十五条ですか、国家公務員、地方公務員は国民全体に奉仕しなければならぬといふ条項に基づきまして、わが国の戦後の国内情勢から考へて、現在のあり方と比較いたしまして、このままではいけない、どうしてもやはり国内法の整備といふことが当然行なわれなければならないといふことを閣議でも決定しておりますし、また、私の申し上げたのは、いわゆる経営者団体とか、あるいは雇用者団体とか、あるいは政府とかいふものは、政府とかがいふものは、労働問題懇談会といふものは、いわゆる三者構成によつて、労働組合の代表をも含めた答申でございますから、三者の意見の一致したものなりといふふうに私たちは

考へておるわけでありまして。 ○有馬(輝)委員 その点、私たちは、政令二〇一号等をめぐつて、マックがいた時代と現在とは違ふと思つたのです。ですから、むしろ逆に、あの時代に制限されたものを緩和する方向において御検討いただくことが、ほんとうの独立国家になつた現在、時にILO八十七号を批准するといふ態度の中では、正當な行き方ではないか、その方向でこそ初めて日本政府が真剣にILOの問題について取り組んでおるといふふうには私は理解しておるのですけれども、その点で今度の関連五法案といふものは私はちよつと納得がいかないのです。

○佐々木(秀)委員 労働組合のあり方については、いろいろ見方もございまして、御承知のように、公労法などによりまして、三公社五現業といふような組合の行き方を見ましても、戦後労働組合は健全な発達をしてきておりますが、今の公共企業体の人たちの考へ方といふものは、現行の法律でも、団結権、団体交渉権は認められておりますが、ストライキ権は認められていないことは、皆さん御承知の通りであります。しかし、残念なことには、春闘等におきまして、ストライキを禁止されておる団体、ストライキを行なうといふような声明を出すといふことは、発達途上にはございまして、国内法を尊重するといふILOの精神を尊重するから、そつういふことからはお氣の毒であります。また健全な自主的な発達と国内法尊重の態勢になつていないといふことも申し上げる

○有馬(輝)委員 その点で、これは水かけ論になるかもしれませんが、これは水かけ論になるかもしれませんが、今度の春闘の処分いたしましたも、新婚旅行に出かけたなり、病気で休暇をとつておる者も処分するような政府の態度では、その健全といふこと自体が問題になつてくると思つたのであります。やはり責任ある政府は、処分その他についても誤りなきを期していただきたい、このような考へ方があるわけでありまして。これも結局、みずからILOの精神に反する規制を行なつていから、勢いそつういつたいびつた処分を行なわなければならない、こつういふことになつて参りますので、佐々木さんのおつしやつた、健全な日本の労働組合の発達を願つたためには、労働三権といふものを与へて、その中でこそ初めて期待できるのじやないか、私たちがこつう考へておるのであります。

○佐々木(秀)委員 これはどこまでいつても水かけ論になるようでは、ただ、私どもの言つたのは、国内法を尊重するといふ建前からいまして、ストライキを主張して、そしてこれを行なつた行動によつて処分されたのであります。まして、われわれは政府にございませぬから、あるいは処分のやり方にはあつたかと思はれるのであります。すでに三公社五現業等におきましては、ストライキをすることはできないといふことに現在はおつておるのですから、ストライキを断行するといふ主張をしたことだけでも、決していわゆる順法しておるといふことは私は言えないのじやないかと思つたのであります。

○有馬(輝)委員 順法とか健全とかいふ意味についてしつかりとした定義づけをしてもらわないと、新婚旅行をしても罰せられるなんて、そんな労働法というものは私たちが知らないのです。

○佐々木(秀)委員 私自身も、新婚旅行をした者を罰するなんていう事実があったかどうか知りませんが、何も無関係のものであったら、そういうことは許されるものじゃないと、私はあなたと同じように考えます。

○天野委員 今の御議論は本題とたいぶかけ離れておるわけですから、すみやかに本題に入っていただきたいと思ひます。

○下平委員 自民党さんの考え方をまづ聞きたいのですけれども、三月二十五日に提案をされてきょうでちょうど六十七日目ですが、六十七日間も法案が審議の土俵に乗らないということ、はまだそういう前例はないと思ひます。審議の土俵に乗ってからの意見の相違があつて、たとえは継続審議、たとえは廃案というよりな事態は、間々あることでもあります。土俵に乗らぬというよりなことは、国会正常化の面から見ると、私は遺憾だと思ひます。そこで、この特別委員会設置、ILO条約の審議ということは、私は、もつと国会正常化をするという建前から考えていかないといかぬと思ひます。そういう意味では、この国会始まってから、特別委員会というものが、特別委員会を作る際にいふん議論をした問題であります。その結論として、今後この国会では、特別委員会は各党の意見の一致を見た上で作つてい

こう、こういうことにきめてあるわけでありませう。従つて、ILOの問題は、社会党が公式にも、あるいは非公式にも、院内においても院外においても、ILO条約については特別委員会の必要性なしということをお断りしておるのです。関係委員会に付託をして審議をすればよろしいということをお断りして明瞭に社会党は態度を表明しておるわけでありませう。院内において、議会制度というものをほんとうに正常化していくためには、私は野党の意見が全部いれるとは言いません、それが正常化だとは言いません、しかし、少なくとも反対党第一党の社会党が、きわめて明確に、特別委員会の必要性はないのだということを言明しておる限りにおいては、その点を考慮せずして問題を提起することは、私はきわめて不誠意だと思ひます。もつと反対党の存在というものを認めたと上立つて、その反対党の主張もやや入れて解決をはかつていくということに考えを及ぼしていかなければ、国会の正常化などはできないと思ひます。特に私は、政策の議論の問題で採決によつてきめなければどうにもならぬという問題であれば、別であります。しかし、これは特別委員会がかりにできないとも審議には何らの支障もない。たとえは分割審議をされて、条約は外務委員会へ、公労法は社労へ、国家公務員法は内閣へ、こういうふうに分割審議されましても、条約を通そうとか、条約の内容を審議する、法律の内容を審議する、そのこと自体には何らの支障もないわけでありませう。しいて言うならば、特別委員会を作れば一応便利であるとい

いうことがかりに言えるかもしれませう。その程度であります。特別委員会というものは絶対的なものではないのであります。私も、たとえば、国会法に定められたところの、所管の委員会が定めがたきものというよりなもので、どうして特別委員会を作らなければならぬ、そういう問題は審議の土俵がないという問題でありましたならば、決してこのように固執しません。ある程度私たちが譲歩する余地もある。しかし、この種の問題になると、出されておる一条約、五法案というものは、すべてそれぞれ担当委員会というものがきまつておる。そこで、どうしても特別委員会を作らなければならぬという理由が、きわめて乏しくなる。という言ひならば、やや便利であるといふことが言えるかもしれませう。その程度のことでは特別委員会を固執をしないで、野党第一党がどうしても承知をしないというものを、どうしてもこれをやりたいという態度は、私は少しおかしくないかと思ひます。その点を少しお考えをいただきたい。

○佐々木(秀)委員 御承知の通り、国会法四十五条には、特別委員会を作ることができるといふ規定があるので、従ひまして、今日までこのILO条約の取り扱いについては特別委員会を作つてもらいたいといふことを主張して参つたのであります。お話にもございましたが、私たちがなるべく話し合ひのものと特別委員会を作りたいといふのが希望なのであります。同時に、社会党が絶対反対だから、しからば特別委員会を作り得ないかというよりなものでなくして、また、そういう約束でもなく、やはりどこまでも話し

合ひでいこうということが、お互いの話し合ひだと私は考えておりますから、数十日にわたつて今日までお互いに話し合ひを続けてきたわけでありませう。そうして、何ら譲歩がないというお話でございましたが、御存じの通り、昨日出しましたこの動議は、従来は、八十七号の本条約とともに外五件を一括特別委員会を審議したいといふのが、わが党の立場であつたのであります。が、諸情勢や、また話し合ひということになりましたら、わが党といふすか、何といふすか、譲歩するといふような形をも考えなければなりません。今のところは、とりあえず、公共企業体等労働関係法の一部改正と地方公営企業労働関係法の一部改正とをあわせて、三件を一つ取り扱ひしていただくたいといふことは、多分にお互いの譲歩を示したもので、なかなかうかというところを考へるものであります。そうして最後に至りまして、その他の案件については、議院運営委員会においてもつと話し合ひを進めて、そうして御協議を願ひたいといふことを申し上げておるのでありますから、わが党といつたとしても相当の譲歩がそこに加わつていって御判断を願ひたいと思ひます。

活、その他国民に非常な影響を及ぼす問題というものは、慎重に取り扱ひなければなりませんし、また、国会の歴史を見まして、外交問題とか、あるいは国民の生活に重大な影響を与えるような問題等から考へて見ると、このILO八十七号条約の批准ということ、現在国民の相当数に達しております労働組合の一つの革命的な変革の条約でございます。あるいは、国家公務員や地方公務員だけでなくして、国内の全産業にも及ぼすという重大問題だとわれわれは考へております。ことに条約とか、あるいは外交とかいふ問題につきましては、過去においても、一九五二年の平和条約の締結、あるいは一九五七年の日ソ共同宣言、一九六〇年の日米安全保障条約等、重大な条約等につきましては、ことごとく国会において特別委員会を作り、しつかりと国会の英知を集めて慎重審議をやつて参りましたことは、皆さん御承知の通りでございます。われわれも、このILO八十七号条約というものは、過去の特別委員会が取り扱つてきた案件と同様な重大問題と考へております。そこで、この案件を審議するために特別委員会を作ることには必要ではないかと思ひます。やはり重大な問題でございますから、国会の英知をそこへ結集して、そうして慎重に、しかも敏速に、あるいはまた、あらゆる方面の審査に便宜を与えること等から考へましても、特別委員会を作ることには最も必要だといふような考へは変わつていないわけでありませう。そういう点において一つ御了承願ひたいと思ひます。

○下平委員 今佐々木理事の言われ

第一類第十五号 議院運営委員会議録第四十一号 昭和三十六年五月三十日

た、本問題が重要であるということであり、大へん重要であるということも理解しております。また、関連法をやることについても、関連法があるという例等を見て理解をいたしてあります。便利であるという点については、若干問題があります。この点はあとでまた御意見を聞いた、私の意見を發表したいと思います。

なお佐々木理事にお伺いしたいことは、二点ありますが、その一点は、国会審議のあり方の中で、私は、少数党の発言の機会、場所というものと、少数党が自由に政府の批判なりあるいは政策の批判ができるような場所を与えてやるということが、やはり議会主義の一つの重要な柱だと考えております。そういう面から考えていけば、政策で議論が分かれて、そこで採決をするということ、これはやむを得ないことでありまして、今度の問題のように、意見を發表したり審議をする土俵の問題、ルールの問題で、多分決で押し切るかのごときことは、これは多数暴力、多数横暴と言われるのではないかと思っております。私は、少なくとも審議の場所、ルール等については、特に場所、審議の土俵等については、野党的にい分も十分聞いて、この種の問題は多数で押し切っていくというのはいけませんと思っております。特に特別委員会のごときは、審議の都合がいいからといって、私は、便利だと佐々木理事の言われることは、必ずしも与党が都合がいいということじゃないと思う。国会の審議上便利だという判断だと思っております。しかし、われわれはそうではないと考えておる。

そういう意見の対立したときに、与党側の言うことだけで審議の土俵まできめてしまおうということはいけなくて、じゃないか。十三尺の土俵でとりたいたと言ったら十五尺の土俵でとらせる。しかし、一たんきめた土俵はそれを延ばさぬぞというように、相撲をとる場所を野党に選ばせ、野党の選んだ土俵で四つ相撲をとるといふ形が、ほんとうの議会制度のあり方ではないかと考えておるわけです。

○佐々木(秀)委員 お話ごもったもの点もたくさんございまして、私たちが、少数党の発言を抹殺しようとか、発言の機会を与えないというような態度はできるだけ避けて参りましたし、できるだけ野党の方々の御発言に対しては十分尊重して参ったつもりでございまして。しかしながら、お話のごとく、反對の立場によってルールをきめるのがほんとうではないかという御意見については、多少私も違つた意見を持っております。やはり民主主義は多数決が原則であります。しかしながら、多数決といえども、われわれは力によって押し切ろうという態度はとつてきておりません。しかるがゆえに、今日まで六十七日という、七十日になんなどとする間御協議をお願いして参つたのであります。少数党の発言も尊重はいたしますが、やはり多数党としてのあり方も一応考慮していただくならば、野党の立場をきめるべきだといふ話には賛成しかねます。しかしながら、私たちは、今回提出いたしました動議は、どこまでも野党の御意見等も尊重いたしまして、最初の五件一括ということ

を、とりあえず三件ということまで譲歩いたしました。なお、そう野党の方々の御意見を尊重して、話し合いを進めながらきめていきたいという態度をとつておるのでございまして、いまいゆる多数の力によって押し切つてしまおうということだけは御理解願いたいと思つております。

○阪上委員 佐々木さんに伺つてみたのですが、先ほど下平理事等との議論を出したのは、いわゆる話し合いの原則に従つて、今まで、特別委員会を設置してはならぬという社会党と、設置しようという自民党との間で話し合いがつかなくなつたので、一步譲歩した形でおいてこの動議を提出したというお話でした。ところが、この内容をなめてみますと、依然として問題の焦点、争ひの点等がまだ解決されてない、私はこういふふうに見るわけです。結論から言つると、結局自民党さんが在来主張されておる一括審議の特別委員会、これは時間的に将来に延期して、そうして将来においてこれを成立せしめるという予想の上に立つておる、こういうことなんでありまして、本質的にはちつとも今までの自民党さんの主張と変わつたところがありません。ことにこの中で、「国際労働条約第八十七号等特別委員会を設置すること」とし、これにまず前記の条約のとち」と、こういうふうな字句が出ております。終わりの方で、「他の諸案件の付託については追つて議院運営委員会において協議する」ということになっておる。もしほんとにあなたの方が譲歩したという形が出てくるならば、こういう表現にならぬと私は思う。ことにこの段階にきて、かりにまず一条約、二法案といふものを一括審議するところの特別委員会を作る、こういうことになつて、同時にあとのものに對する措置がその際、はつきり出てこなければならぬ。それは出さなければならぬ、こういうふうな表現でも出ておるといふところに、私は、本質的にちつとも変わつてない、むしろ前よりも悪質ではないかという感じがするわけだ。そういう点で私はどうもこれは納得できないので、話し合いの原則どころか、どうもたぐらみか少し加つてきているのではないかと気がするのでございます。この点一つ伺つておきたい。それで、今まで強く言つてこられたのに、一条約、二法案だけをどういう理由によつて一括されるのか、ほかのものはどうしてほつておかれるのか、こういうことについて伺いたたい。

○佐々木(秀)委員 今までの御議論の中に、ほかのものは直接関係性が薄いではないか、あるいはないじゃないかというふうな御議論も多数あつたようございまして、公労法と地公労法を入れましては、御承知の通り、今度の八十七号条約が批准になりますと、組員以外のもも幹部になることができますといふことになりまして、そのから、さうしますと、あの四三三三と五三三三にありますが、組合員でなければ組合の役員になることはできないといふこの条項は、当然削除されるわけでありまして。さうすると、この二つが最も関連性が強い。しかも、関連性が無いといふことは言われぬ。当然これは削除しなければならぬ条項が中に

入つておる法案でございまして、この二つならば皆様方の御賛同も得られるであらう、また、たまたま今日までの御議論の中に、この公労法四三三三と地公労法の五三三三は関係があるといふことは、ある程度野党の皆さん方にもお認め願つたやうでありますから、その程度ならば話し合いができるというところで、とりあえずこの二つを本条約ともに出したのでございまして、その他のものにつきましたは、悪質というお話がございましたが、決して悪質ではないのでございまして、今後とも話し合いを続けようといふことで、率直に出したのであります。だから、その文字をそのまま受け取り願へばけつとこうなんでありまして、何もたぐらみとかなんといふやうなものを持つておられません。また、そんなべンにかけるやうなことをしてもいけないと考へますから、率直に出して、なお相談を続けていこう、さうして相談のできたものから、この前、佐々木良作君から、お互いに話し合いのできたものをその中に入れていけばいいではないかと御意見もございまして、そのままたこに出したということにしたいと思つたと思つております。

○阪上委員 そこで、一条約、二法案だけを一括した、他の二法案は関係はないわけではないというが、しかし、われわれ関係があると言張しておるのは、五三三三の三項であり、四三三三の三項である。いわゆる義務条項だけではない、その他のものも関係ありといふは、他の法案も同じやうな性質を持つておる、われわれはさういふふうには解釈しておる。しかし、ここでさういふ議論

をする必要は私はないと思う。その点  
は、そういう解釈があるということに  
しておきますけれども、依然としてあ  
と残っているのは、「追って」議院運営委  
員会において協議する、そういう話  
し合いのできたものから特別委員会に  
付託する、結局これは同じことじゃな  
いですか。

○福永(健)委員 佐々木君に対する御  
質問ですが、仲間ですから、少し申し  
上げさせていただきたいと思つていま  
す。

まだ幾らか会期の延長ができるとい  
うような含みのあるタイミングです  
と、今阪上さんおっしゃるような事柄  
について、相当疑念をもつてものを見  
るということも可能であろうかと思  
うのでありますが、御承知のように、時  
間的にはごくわずかしが残っていない  
従つて、たとえば、ごく短時間のうち  
に特別委員会ができるというふうなこ  
とになつても、「追って」の部分があ  
らなくなるというふうなことは、お互い  
に長年国会におられる者から見れば、お  
おむね見当がつくわけでありませう。か  
なり「追って」の方に重点を置かれて、  
底意がどうかおっしゃるほどのこと  
ではないのじゃないか、こう思つてお  
けであります。「まず」と書いて、次に  
「追って」というような表現をしてお  
ることに、非常に佐々木君も苦勞をい  
たしましてこの動議を出しているわけ  
でございます。党内には非常に強い議  
論がある、これも全然無視するわけに  
も参りませんし、そういう事柄のもの  
において、いわば苦心の作であるとい  
うように御理解を願いたいと思いま  
す。

先刻下平さんから、六十七日もこう  
いうことでというのであります。

が、考えようによりましては、わが自  
民党がいかに寛容と忍耐に徹してきた  
かということでありまして、そういう  
意味から言うところ私もしばらくよそ  
に出かけておつてこの議運に出席でき  
ないままに、おそくちやんとできて  
おるだらうと思つて帰つてきたところ  
が、全然進んでいなくなつたというこ  
とによつても、よくよく自民党も寛容と  
忍耐をもつて処してきたものだとい  
う感も深いわけでありませう。先ほどから  
いろいろ御議論がございましたが、災  
害対策にしても、あるいは安保関係の  
特別委員会にいたしましたも、近きほ  
そういうものであります。古くとい  
うことになりませうれば、いろいろの例  
がございまして、こういうものにつ  
ては一括して審議をすることが、審議  
能率の促進である、また、問題をあま  
りあつちこつちに散らばすことのない  
ような意味において、適当な審議の方  
法であるという理解のもとに、従来と  
も委員会が作られてきておつたのであ  
ります。私は、形の上から言へば、こ  
ういふものこそ、特別委員会が扱  
べき典型的な案件のようないふのであ  
ります。ただ、その処理について  
与党と野党の意見が一致をいたさない  
のであります。先ほど、科学技術特別  
委員会を作るときにこういふこと、  
話が出たのであります。もとより、  
国会法の定めるところの委員会は作ら  
れるのであるが、できるだけ円満な話  
し合いをとげるようにという意味での  
発言がわが党からあつたのでありま  
す。その点から言つて、私は別段矛盾は  
ないものであると考えておりますし、  
さればこそ、今日まで大いにもんでき  
たのであります。最初に申し上げまし

たように、あと余すところ何日である  
というところから、この全体の  
処理がおおむねどういふふうになるで  
あらうということも、お互いにわから  
ないことではないのでありまして、と  
ういふ全部が議了できるというふうな  
タイミングではないと思つております。一  
つそういうふうなことも御考慮いた  
だいて、われわれの出しました動議もあ  
まり疑念をお持ちになつたということ  
なく、すなおに御理解をさせていただ  
きたいというふうに考えます。

○安宅委員 佐々木さんに念を押して  
聞きたいのです。ただいま藤永さんか  
ら、寛容と忍耐というお話がありまし  
たが、私はそれはあなたの方の党内の  
事情に対する寛容と忍耐みたいな気が  
してしようがないのです。名前ははっ  
きり言いませんけれども、相当の地位  
にある方が、本来ならば、ILO八  
十七号というのをそれだけでいいので  
あつて、四三三項、五三三項は当然廃  
止になるのがほんとうなんだというこ  
とを、始終外国に行つておられる方々  
や労働部門を担当しておられる皆さん  
が話しておつたところは、事実私も耳  
に聞いておる。ところが、これがとん  
でもない都合で全部特別委員会だ、こ  
ういふふうな話になつてきたので、非  
常にわれわれは苦勞しておるのだとい  
う。六十七日間というのを佐々木さ  
んは盛んに主張しておつたが、ち  
らの方の事情よりも、あなたの方の師団  
司令部ごといろいろな違つたところか  
ら話も聞いておる。そういうところか  
ら出てきておるので、私も、議院  
運営委員会の話し合いの空気をかもし  
出すためにいろいろ苦心の作を持つて  
きたのだというふうにはどうしてもし

解しがたいのでありまして、たとえば、  
公共企業体労働関係法と地方公営企業  
労働関係法の一部改正法律案を特別委  
員会にまますかしてくれというところは、  
一応もつとものように聞かせるので  
が、その中の四三三項、五三三項は、I  
LO八十七号が批准された場合は当然  
考えなければならぬ、こういう問題だ  
けをとらえて特別委員会に持つてきて  
くれというのであれば、相当話の筋が  
通るんです。前に議論になつた中でも  
あなたの方でも相当そのこともあるの  
だということを認めろという口ぶり  
はなかつたかと思つて、その他  
チェック・オフの問題とか、あるい  
はまた、指令はどうかのこの問題  
問題だとか、そういう問題については、  
ILO八十七号を批准する場合には絶対  
に必要なものではなくて、国内法をす  
らつと並列に並べておられますが、これ  
は労働対策として政府と与党が考へて  
おる、そういう性質のものであるか  
ら、直接関係がないのだ、こういう意  
味の議論が長い間かわされてきたわけ  
です。だから、二つの法律案に限定し  
て特別委員会に持つてくるというより  
も、ILO八十七号を批准した場合に  
直接関係のあるそういうものだけ特別  
委員会に持つてくるというのであれ  
ば、相当話の筋が通るのではないかと  
思つておる。たとえば、公共企業体等  
労働関係法の一部改正法律案という中  
には、四三三項だけでなく、いろいろ  
なものがある、あなたの方の与党並びに政  
府の労働対策として、特に治安対策委  
員会あたりでえらい強硬な意見がある  
のだということのみならずから発言して  
おることは、阪上さんに対して、あな

たの方では、あまり勤まらないでくれ  
というふうな発言があつたのですが、  
勤ぐらざるを得ないような、非常に悪  
質だと申しますか、そういうことで  
せつかくの苦心の名案が迷案になつて  
しまつては大へんだと思つて、そ  
ういふことについて御見解を述べても  
らいたいです。

○佐々木(秀)委員 党内の事情に対す  
る忍耐と寛容ではないかというお話で  
ございませうが、それはわが党だけでな  
くて、各党にいたしまして、一つの  
問題、ことに重大な問題が出される場  
合、いろいろな意見のあることは当然  
なんです。ことに労働問題というもの  
は、御承知の通り、日本の労働組合な  
どは、健全に組織せられて活動を始め  
たのは戦後でございますから、ほん  
とりの労働法が制定されたのは——前か  
らもありませんけれども、しかし、今日  
のように急激に発達したとは申しま  
しても、わずか十数年の発達で、労働  
法そのものに対して、学者の中  
にも、労働法の権威者の中にも、いろ  
いろな議論がありますように、わが党  
の中にもいろいろの見方がありますこと  
は、お話の通りであります。しかしな  
がら、私たちが党内事情だけで六十何  
日も忍耐と寛容をやつてきたというこ  
とでは決してございませぬ。党内事情  
のあることも率直に認めます。そこに  
われわれ議運の委員の苦心があるので  
ありまして、その六件を一括しては野  
党の皆さんも御了承できない、あるい  
はまた、党内にいたしまして、五件  
を一括して特別委員会を作るといふ議  
案をきめた以上は、それを納得せしめる  
にも相当の努力をしてきたという点  
は、一つ御理解願えるのじゃないかと

思います。ただ、後段の四三三項、五三三項を削除するだけで、あとは本条約だけでいいじゃないかというお話をありますが、これにつきましては、ILO八十七号批准に伴ってどうなるか—労働政策の一端じゃないかと申されますが、やはり政府といいたしは労働問題の責任を持っていますのでございませうから、八十七号を批准したあとの労働界の情勢、あるいは国内の産業の平和の維持はどうしてできるかということも当然あわせ考えることが、やはり政府・与党の考え方じゃないかと思つておられます。同時にまた、ILO条約の批准に伴って国内法の問題を答申した労働問題懇談会にいたしましても、国内法は整備するという結論に達しておるのですから、専門家の、しかもそれは労働者の団体、あるいは政府、あるいはまた各経営者の団体等も集まった三者構成によつての結論がそこにきておるのでありますから、どこどこを直せということとははつきりしておりませんが、いわゆる国内法の整備あるいは再検討というふうな結論が出た以上は、その答申を尊重するという行き方をとっていくのが当然じゃないかと私は考へておられます。

態度とは大へん違ひのじゃないかという議論が非常にね返つてきておるといふことは、あなた方は御存じのほうなんです。たとえば、どの政党にもそういう党内事情はあるとおっしゃいますけれども、こゝろい場合、これが正しいのだという考え方を持っています。議院運営委員会の自民党の委員なり、労働部門を担当されておるそういう正しい感覚を持つておる人々の意見というものを、こゝろでも通すのが、正しい行き方であつて、どうもわけのわからない行方をするような、そのためにからならぬおろろするところ、そのために苦心の作をした、ところが、その苦心に思ふものは、どうもおかしな苦心に思ふことについてどう思ふますか。

○佐々木(秀)委員 決しておかしな苦心だと思つていないのです。

○安宅委員 いや、外国からはね返りについては、特に福永さんあたりは遺憾を感ずしておると思つておるのですが、どうなんですか。

○佐々木(秀)委員 ジェネーブにおけるILOの総会において日本国のいろいろな問題を検討するといふことは、さきのラジオでも放送しておりました。しかし、それに対しての結論が出たか出ないかは、今のところわからぬと、ジェネーブの会議の事務局長ですが、言つておりましたから、あるいはどういふ結論が出るか知りませんが、問題になっておることは事実でございませうので、やはりそういう諸情勢から考へて、われわれもなるべく早くこのILO条約を批准したいといふことにやぶさかではないのです。国際機関に

までいろいろな問題を持ち込むようなことは決して名譽なことじゃございませぬから、そういうことのないように、一日も早く批准したいという気持でこゝろい御理解を願いたいと思つておられます。今、私の名前が出ましたので、ちよつと申し上げますが、私は必ずしもILOで行つたのではない、IPUの会議の關係で行つたのでありまして、ILOとちよつと違ひますけれども、しかし、向こうが日本の事情を無視して、ただ八十七号条約をどういふ言つておるのではなくて、日本の事情は事情で向こうもやはり理解しておるものというふうに私は受け取つておるわけでありませぬ。さればこそ、日本は日本なりの事情を考慮して進めることが必要だと思つておられます。下平さんからも、さつき土俵云々という議論がありましたけれども、早く土俵を作らなければ、相撲をとれぬと言つたので、それなりの相撲をとれるようにしていただきたいと思います。昔は名古屋場所とか福岡場所といふものはなかつたのでありませぬが、だんだんそういうところでも相撲をとるのがあるといふ理解のもとにできておるのであります。今こそILOの土俵を作つていただいで、そこでどうするか、そうしてまた、皆さんの疑念を持つておられる点は点でさらに議論をする。先ほど、あとどう考へておるかからぬといふふうなことをおっしゃいましたけれども、「追つて」の部分の協議するのはこの議院運営

委員会ですから、党内に強硬意見があるからどうなるかわからぬと言われませぬけれども、強硬意見を持つておる諸君がここに出てきてやるわけではないのであります。折衝する相手はわれわれでありますから、ぜひ御信頼をいただいで進めていただきたいと思つておられます。

○下平委員 福永さんの発言の中に重大な問題点が二つほどあると思つておられます。その一つは、あとの三法をどうするかというところは追つてきめればいいと言ひます。私もこれは深追ひはしません。ただ、もう会期も少なくなつたから、ILO条約その他の特別委員会を作つて審議を進めてくれという立場の方々の意見としては、あとの三法はまた適当な時期にというところは矛盾しておると思つておられます。どうせ継続審議だからと考へておられるなら別でありませぬけれども、審議をして上げようという立場にお立ちになるなら、ILO条約の批准と關係法は必要欠くべからざるものだという立場の提案をなさる方としては、やはり一緒に審議をしなれば、あとの三法は、三日四日やつたら、これは矛盾しておられます。しかし、私深追ひはしません。

そこで、問題のもう一つは、大へん寛容と忍耐といふことを言つておられますが、寛容と忍耐といふことは、時間をかけるだけが寛容と忍耐じゃないと思つておられます。これはいんぎん無礼なんです。こゝろい態度といふものは、議会は厳密に批判しなければいかぬと思つておられます。同じ政党内の与党の皆さんを相手にして大へん言ひにくいのであります。が、時間をかけさせれば、それがい

わゆる寛容と忍耐だ、最後になつて数で押し切ればいいじゃないかというふうになりかねないのです。これは私どもとあなたの方のやりとりならばいいのですが、対政府、立法府対行政府といふことになつてくると、大へん重大な問題になるのです。最近、議院にそういう妙な形が出ておられます。たとえば、最近の国会に対する法律案の提案を見ても、水資源開発促進法案あるいは水資源開発公団法案といふ、とてつもない、日本の将来の水資源の活用について重要な法案が、会期末になつてどかどか出てくる、あるいはまた、きのおとといあたり提案をされた災害基本法案なんという、災害の基本をきめるような重大な法案も、会期末にどかどか出てきておる。これを悪く言へば、どさくさまぎれに数で押し切つてしまへといふ底意でありませぬ。よく判断しても、継続審議でいいから、出すだけ出しておけ—本来、議会で議論の結果、いろいろと取り扱つた結果がやむを得ず継続審議になるといふことは、これはあり得ることだと思ひます。法案の提出の当初から、どうせ継続審議だ、これはどっちでもいふのだといふふうな形で政府が法案を出すことは、きわめていけないことだと思ひます。立法府としては厳に警告をしなければいかぬことだと思つておられます。そういう態度が出てくるので、今福永さんが言つた、時間をかけた、六十七日かけたのだから、これがいわゆる寛容と忍耐だといふことについては、私はだぶ異論があります。問題は、寛容と忍耐といふものは、時間の問題でなくて、その寛容と忍耐の結果出てきた結論、具体的な事実が、

はたして寛容と忍耐——この場合、寛容と忍耐を言うならば、やはり反対党の立場というものを十分尊重して、その上に審議を促進する方策を見出していくことが、私はほんとうの意味の寛容と忍耐だと思えます。六十七日かけたらから寛容と忍耐だということについては、私はさういふ問題があると思いません。

もう一つ、福永さんが、科学技術特別委員会設置のときに満場一致で設置をされたが、それは云々と言われましたが、これも私はきわめて遺憾だと思ふ。今議会政治の中で一番重大な欠陥になるのは、幾つもありましようけれども、私は、その一つは、お互い野党と野党の間に信頼感が非常に少ない、野党は野党に対して非常な懐疑心を持っている、与党も同様に野党の出方について非常な懐疑心を持っている、お互いに政党政治をやりながら、政党同志の信頼感が無いというところに、今の議会政治を混乱させている——混乱と言えば語弊があるかも知れませんが、やや正常化を欠いた場面がまあいよいよ出てくる一番の原因だと思ふのです。お互いに党の都合はあります。党の都合はあつても、一たんきめたことは、少なくともその会期中は守つていくという厳然たる立場がなかったら、不信感を増すばかりであります。私はここで科学技術特別委員会設置の際の申し合わせ事項をわざわざ説き上げようとか、もう一ぺん議論をしようとは思いませんが、少なくとも本国会は特別委員会の設置については各党満場一致できましよう、こういうことを国会の申し合わせできめてありますので、この種のきめ方が、今日の段階に

なつて、あれはあのときのきめだといふやうな、そういう解釈が出ておるとするならば、よけいに私は不信感を増すと思ふ。一たんものをきめて、情勢が推移し、党内事情が変わつてくれば、お互いに都合の悪いことはさういふありません。しかし、情勢の変化や党内事情の変化で、きめたことがそのときそのときの都合で変更されるというやうなことは、私は不信の一番大きな原因だと思ふのです。従つて、この特別委員会設置の件については、私どもは、まづ正直に速記録に載つておるものを讀んで通りすなおに解釈していくことが、正常化の一番の道だと思ふ。今の議会制度から正常化しかけておる点をあえてくずすやうな形は、お互いに慎しむべきだと思つております。

○福永委員 今御指の点について第一点は、矛盾があるという御表現でござりました。どういふ点がどういふことは繰り返しません、私どもも動議の出し方及びその趣旨の説明をするに於いて、あるいは見方によれば一見矛盾のように見えるところがあるかと思ふ。私はそれは必ずしも無理からぬことであると思ふのであります。しかし、国会においては、この一見矛盾をおさるやうなものをいかに調和するかということに、政治的考慮の必要を痛感するわけでありませう。それこそ、お互いに苦心があるのであります。そういう意味から、いかにこの事態を調和するかということについては御理解をいたしたいと思ふ。

なほ、寛容と忍耐云々の点につきましては、私どもできるだけさうあらねばならぬと思つて努力し来たつておるのであります。必ずしも時間の点ばかりではありませんけれども、いつか話が終わらなければ何もかもできないのだということでは、これは少し寛容と忍耐の限界をこえることになりはしないかというやうな気もいたします。

なほ、第三点の、科学技術特別委員会を作るべき野党側からの発言と関連しての御意見であります。たまたま私自身はそのときに、もう旅行に出かけたか何かして、いなかったもので、文句をそのまま記憶いたしておりましたが、私自身は、もとより、下平さん御指摘のように、相互信頼ということとは絶対必要であります。そういう意味において、言つたことはできるだけの通りに守つていかなければならぬ、これは同感であります。しかし、あつたときには、おそろく、幾つか特別委員会がある、そのうちの幾つかは、幾つかは作るということがある程度、幾つかは作らぬ、それに加ふるに科学技術特別委員会ということがいろいろ議論があつたやうであります。あつたの事態のこともおいては、もとより、さらに特別委員会というものは与党になつたかと思つておられます。その後に至りまして、新しい特別の事態としてILOの問題が生じてきた。

(発言する者あり)確かに、ILOの問題が全然なかつたとは言われないのでありますけれども、あのころにはまだ政府・与党が確たる方針のもとにどうということではなかつたやうに私は思ふのであります。若干事情が変わつてきておるわけでありませう。必ずしも言つたことをいかにげんにしておると

いうことではなくして、事態の変化といふことについても若干の御理解をいただきたいと思つておられます。それだけだと思ふが、その辺についてさらに再考慮する御意思があるのかどうか。また、しゃにむに特別委を設けなければ、条約の批准はできないといふことはないわけでありませう。

さらに第二の問題点は、御承知のように、八十七号条約の第八條二項において、この条約を批准する条件として「その国の法律は、この条約に規定する保障を著すやうなものであつてはならず、また、これを阻害するやうな方法で適用してはならない」ということが明記されておるのであります。そのやうな点で、今の日本の資本家あるいは自民党さんは、全部とは言いませんが、八十七号条約を批准すること、あつたか労働者に対して大きな得物を与えた、こういうやうなあまりにも誇大な妄想的な恐怖感を抱いておるのではないかと。そういう考え方であれば、なおさら、今後の労使間というものは、相互信頼の精神ではなくして、相互不信の状態になつてくるのではないかと。こういう点等から勘案いたしまして、条約の精神である国内法の改悪をしてはいけないといふこの二点について、動議を出された立場から簡潔にお答えを願ひたいと思ふ。

○安宅委員 関連して。私が先ほど言つたのは、直接関係あるものをこの中にはつくり出してあげないかと言つたのです。ただ、その中で、今児玉さんが言つたことと関連するのですが、特にこういう組合を作つてはいか悪いか、こういう組合には職

労法、地公労法の改正というものは、それは削除された、こういう点を明確にされたならば、このように紛糾しないのだと思ふが、その辺についてさらに再考慮する御意思があるのかどうか。また、しゃにむに特別委を設けなければ、条約の批准はできないといふことはないわけでありませう。

また、八十七号条約の第八條二項において、この条約を批准する条件として「その国の法律は、この条約に規定する保障を著すやうなものであつてはならず、また、これを阻害するやうな方法で適用してはならない」ということが明記されておるのであります。そのやうな点で、今の日本の資本家あるいは自民党さんは、全部とは言いませんが、八十七号条約を批准すること、あつたか労働者に対して大きな得物を与えた、こういうやうなあまりにも誇大な妄想的な恐怖感を抱いておるのではないかと。そういう考え方であれば、なおさら、今後の労使間というものは、相互信頼の精神ではなくして、相互不信の状態になつてくるのではないかと。こういう点等から勘案いたしまして、条約の精神である国内法の改悪をしてはいけないといふこの二点について、動議を出された立場から簡潔にお答えを願ひたいと思ふ。

○安宅委員 関連して。私が先ほど言つたのは、直接関係あるものをこの中にはつくり出してあげないかと言つたのです。ただ、その中で、今児玉さんが言つたことと関連するのですが、特にこういう組合を作つてはいか悪いか、こういう組合には職

労法、地公労法の改正というものは、それは削除された、こういう点を明確にされたならば、このように紛糾しないのだと思ふが、その辺についてさらに再考慮する御意思があるのかどうか。また、しゃにむに特別委を設けなければ、条約の批准はできないといふことはないわけでありませう。

員は入ってはならぬとか、管理者たる者はいいかいかぬとか、あるいは指令を守っていかいかいけぬとかいふことは、不当介入です。労働組合に対する不当介入であったという事になる。ILOの批准とまるつきり相反するところの法改正を出してきておるが、そういうところは抜いてきたらいいのじゃないか、再考慮する点はそういうところにあるのじゃないかと思ひます。

○佐々木(秀)委員 兒玉さんはちよつと誤解があるのじゃないでしょうか。労働問題懇談会でILO条約を批准するということをきめたのではなくて、ILO条約を批准するということは、政府がきめておるので。労働問題懇談会国際条約小委員会の結論を見ましても、こう書いてある。「本小委員会は、その設置の経緯にも明らかながら、本条約の批准の可否について意見を求められているものではなく、本条約とこれに関連する国内法との問題点を明らかにし」とあるので、懇談会で結論を出したのじゃない。もちろん、懇談会としては、ILO条約批准には賛成という前提の表現はしております。だから、懇談会の結論は、批准すべしということだけであつて、可否とはちよつと違つておるのではないかと思ひます。なぜならば、すでに、倉石労働大臣もジュネーブに参りまして、わが国もILO条約を批准するということとは政府でははっきりしておるのでありますから、その点は誤解のないようにしてもらいたい。労働問題懇談会は、批准することは賛成、当然だということを出しております。だから、そういう点からいいますと、いろいろ御議論も

ざいですが、批准するという事は、内閣といえども、また、国会議員といえども、国際的な約束は守っていくという事は、あなた方もわれわれも一緒だろつと思ひます。ただ、安宅さんの言われた、四三三項と五三三項だけをほつきり出してくだらばいいじゃないか、そのほかのものは必要はないというの、これはわれわれの方は必要だと思ひます、いろいろ見解の相違になりますから、議論しても、繰り返すだけだろつと思ひます。

○塚原委員 お話を承つておりますと、だいたひ平行線をたどつておると私は考へております。また、議題外の問題に論及しておる点もあると思ひますが、佐々木君もこの動議を出されるまでは今までのいろいろと話し合ひをした結果、佐々木君の動議ができたものだと思ひます。ですから、もう少し話し合ひをするために、理事会でも一度とつくりとおやりになつたらどうかと思ひます。

○柳田委員 それは否定はしません、ちよつとお尋ねしておきます。佐々木君の言われた「まず」と「追つて」の時間的關係、こういう点も理事会で話をしたいのですが、「まず」と「追つて」の時間的關係で、先ほど福永さんがこう言われた、寛容と忍耐と話し合ひだといふけれども、そう言つておつても、話し合ひがまともな場合は別じゃないか、これがやはり大事なことです。追つて協議するといふが、協議はまともになつた、社会党は反対する、そうすると、まともな話し合ひでないか、会期はぎりぎりじゃないかといふことになつてくると、「まず」と「追つて」とは、ほとんど形容

詞に過ぎぬということになる。この点、非常に疑問を感じるわけですが。言葉の裏に現われておる。話し合ひだ話し合ひだといふけれども、話し合ひがまともなときに、いつまでもまともな話し合ひないか、会期が長いことによつても、会期は短いことによつても、それは限度があるということになると、「まず」と「追つて」といふことは、表現は「まず」と「追つて」だけれども、これは同時にということと交わらないと思ひます。それはそれとして、またあとで議論します。

そこで、提案者の佐々木さん、野党のいやがるこつこつ特別委員会まで作つて、ことに全会一致でなければならぬとしてあるものを押し切つてやる、福永さんは、それを寛容と忍耐と言われなければならない、そうじゃないので、實際われわれから言うならば、全会一致で各党一致したものをだけ特別委員会を作らう、こつこつ申し合ひを二回にわたつておるのに、まだその言葉のかわかぬうちに、特別委員会を作らうと言ふ。それを今までわれわれは、こつこつして、理事会をやらう、はい、議運の委員会をやらう、はい、どつちの方が寛容と忍耐かわからぬと私は思ふのです。それも議論になりますからやめますが、ただ、こつこつしてあなた方が特別委員会に一条約、二法案をまずかけられるということ、この一条約、二法案は今国会に成立せしめるという御判断でお出しになつたのですか。今国会もあと短いことです。衆議院から参議院に行つてようやく一条約、二法案は成立するのですが、その成立を前提にお考えになつてお出しになつたのかどうか。

○佐々木(秀)委員 法律の提案といふことは、もちろん、これは成立といふことが前提になつております。もちろん、成立までの間においては、修正とか、いろいろの形は変わつて参ります。成立を前提とすることは、いついかならぬやうな委員会であつた、それをなせ連日開くのか、これもやはり党の立場でしょう。やはりこの法案を成立せしめたという意図があるからこそ、党はそういうやうな申し入れを各党にされるわけですから、やはりそれは党の御意向です。従つて、こつこつILOその他の二法案をどうしても今国会で成立せしめたいという御意図で提案されて、そして六月八日までだから、少なくとも六月八日までは、会期末だから、連日特別委員会を開いてもらつて、そして六月八日までだから、四日間でも衆議院を通して参議院へ持つていく、そして参議院でも四日でも、そして八日までできる。たとへば、補正予算を出すときには、大てい理事会でまづつけます。そういうやうなまづでおつけになつてお出しになつたのかどうか。与党は、補正予算を出されるときには、衆議院でまづつけて参議院へ送る、あるいは農基法でもそうです。あるいは防衛二法案でもそうです。大体のめどというものをおつけになる。かりに特別委員会にかかつたとしても、いつごろ参議院に送られるつもりか、それを一つお伺ひしたい。

○福永(健)委員 もともとこの諸案件を出したところには、完全に仕上げをするといふめどをつけてあつたことは当然であります。残りがこつこつかになつた今日においてどう考へるべきかといふことは、なかなかむずかしい問

しになつたときに、理事会において、法務委員会を連日開こうじゃないか、日曜日もやつてくれ、まるで常識をはずれたやうなことを言つておる。従来は三週間は一ぺんぐらひしかお開きにならぬやうな委員会であつた、それをなせ連日開くのか、これもやはり党の立場でしょう。やはりこの法案を成立せしめたという意図があるからこそ、党はそういうやうな申し入れを各党にされるわけですから、やはりそれは党の御意向です。従つて、こつこつILOその他の二法案をどうしても今国会で成立せしめたいという御意図で提案されて、そして六月八日までだから、少なくとも六月八日までは、会期末だから、連日特別委員会を開いてもらつて、そして六月八日までだから、四日間でも衆議院を通して参議院へ持つていく、そして参議院でも四日でも、そして八日までできる。たとへば、補正予算を出すときには、大てい理事会でまづつけます。そういうやうなまづでおつけになつてお出しになつたのかどうか。与党は、補正予算を出されるときには、衆議院でまづつけて参議院へ送る、あるいは農基法でもそうです。あるいは防衛二法案でもそうです。大体のめどというものをおつけになる。かりに特別委員会にかかつたとしても、いつごろ参議院に送られるつもりか、それを一つお伺ひしたい。

○佐々木(秀)委員 法律の提案といふことは、もちろん、これは成立といふことが前提になつております。もちろん、成立までの間においては、修正とか、いろいろの形は変わつて参ります。成立を前提とすることは、いついかならぬやうな委員会であつた、それをなせ連日開くのか、これもやはり党の立場でしょう。やはりこの法案を成立せしめたという意図があるからこそ、党はそういうやうな申し入れを各党にされるわけですから、やはりそれは党の御意向です。従つて、こつこつILOその他の二法案をどうしても今国会で成立せしめたいという御意図で提案されて、そして六月八日までだから、少なくとも六月八日までは、会期末だから、連日特別委員会を開いてもらつて、そして六月八日までだから、四日間でも衆議院を通して参議院へ持つていく、そして参議院でも四日でも、そして八日までできる。たとへば、補正予算を出すときには、大てい理事会でまづつけます。そういうやうなまづでおつけになつてお出しになつたのかどうか。与党は、補正予算を出されるときには、衆議院でまづつけて参議院へ送る、あるいは農基法でもそうです。あるいは防衛二法案でもそうです。大体のめどというものをおつけになる。かりに特別委員会にかかつたとしても、いつごろ参議院に送られるつもりか、それを一つお伺ひしたい。

○福永(健)委員 もともとこの諸案件を出したところには、完全に仕上げをするといふめどをつけてあつたことは当然であります。残りがこつこつかになつた今日においてどう考へるべきかといふことは、なかなかむずかしい問





昭和三十六年六月一日印刷

昭和三十六年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局